

## 5.米の検査・表示制度の再編成

### (1)検査・表示制度の再編成の概要

#### 概要

平成13年4月から、JAS法に基づき、国産米について、小売段階で産地、品種、産年が表示できるのは、生産段階で農産物検査を受け、証明を得たものに限られています。

この仕組みは、食糧法改正後も変わりませんが、農産物検査をより受けやすくし、また、検査証明の信頼性を向上させるための取組みを行います。

また、消費者にとって分かりやすい表示が行われるよう、精米表示に関する業界ガイドラインを作成しました。

### (2)農産物検査制度の見直し

#### 制度の変更点

従来、「計画流通米」については、農産物検査の受検義務がありましたが、計画流通制度の廃止に伴い、すべての米穀について任意検査になりました。

農産物検査員の技能の維持・向上を図るための研修を強化しました。

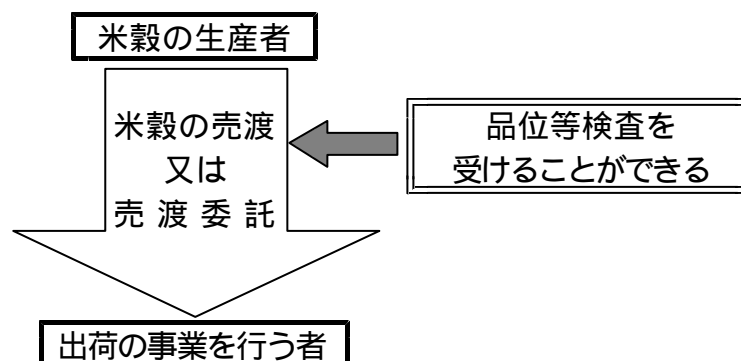
農産物検査の産年証明を信頼性向上の観点から、証明できる期間を限定しました。

検査証明が付された米袋の不正使用の防止や低コスト化等の観点から包装規格を新たに追加しました。

農産物検査の受検機会を拡大する観点から登録検査機関による受検場所を登録制から届出制に弾力化しました。

#### 農産物検査の任意化の概要

生産者が生産した米穀についての農産物検査法に基づく品位等の検査は、希望する場合にのみ検査を受けることができる任意検査となります。



## 農産物の検査制度に係る見直しの概要

### 農産物検査員に対する研修の強化

登録検査機関及び農産物検査員が研修に参加できるよう、農政局、農政事務所で月1回以上の研修会を実施することとしました。

農産物の種類毎に、当該農産物の検査実施前に農産物検査員に対し、技能確認会を行い、農産物検査員として一定の水準を維持できるよう指導しています。

### 農産物検査産年証明期間の変更

保管状況等により、古米となった米穀の品質劣化の状況は異なり、具体的な産年の判別は困難であることから、米穀の年産証明については、収穫された産年の翌年10月31日までに検査請求があったもののみについて行うこととしました。

### 農産物検査包装規格の新規設定

検査証明が付された玄米袋の不正使用の防止、施設での作業の合理化や低コスト化、消費者ニーズに応えるための受検の促進など、最近の米の流通実態に対応するため、

? もみ、玄米、精米、大豆、小豆、いんげんでは

従来の紙袋に比べ荷造りが簡易で開封が容易なイージーオープン袋(易開封性)紙袋を使用できるようにしました。

? もみ、玄米では

- ・一度開封したら再利用できないポリエチレンフィルム袋を使用できるようにしました。
- ・受検者の責任で、包装規格のない自由な包装(麻袋、樹脂袋、紙袋、ポリエチレンフィルム袋)を使用できるようにしました。

ただし、袋の耐久性や破損について事前に取引契約の相手方と条件を定めておき、責任の所在を明確にしておく必要があります。

### 農産物検査登録検査場所変更手続きの緩和

検査場所を登録事項から除外することにより、登録検査機関は生産者等受検者のニーズを踏まえつつ、それぞれの検査能力、検査効率等を勘案して、柔軟な検査場所の設定が可能となりました。

## 用語解説、補足説明事項等

### 品位等検査等とは?

米穀の品質を産地品種銘柄毎に等級により区分するとともに、重さや包装を検査することを言います。

### JAS法に基づく原料玄米の表示を行うためには何が必要ですか?

玄米及び精米(容器に入れ又は包装されたもの)を一般消費者に販売する場合、玄米及び精米の品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第515号)に基づき、表示を行うことが必要です。この際、原料玄米の産地、品種及び産年(生産年)の表示を行うためには、国内産にあっては、農産物検査法による証明を用いることとなっています。

### (3)米の表示の仕方の見直し(業界ガイドラインの導入等)

#### 変更点

お米の表示については、消費者に分かりやすい表示が行われるよう、国の定める「玄米及び精米品質表示基準」に加えて、米穀公正取引推進協議会において、次の事項を内容とする業界の自主的ガイドラインが作成・導入されました。

- 1 消費者が小売段階で容易に確認できるように、精米表示の一括表示欄を表面に記載するようガイドライン化しました。
- 2 これまで統一的な基準がなかった無洗米について、品質基準をガイドライン化しました。
- 3 消費者が安定した品質のお米を購入できるよう精米の品位基準をガイドライン化しました。

#### 精米表示に関連する業界ガイドラインの概要

お米の表示については、国の定める「玄米及び精米品質表示基準」等に従って行われていますが、消費者にとってより分かりやすい表示等が行われるよう、国の定める品質表示基準に加えて、米穀公正取引推進協議会において、次の事項を内容とする業界の自主的ガイドラインが作成・導入されました。

##### 1 一括表示欄の表示位置の改善

消費者が店頭で容易に確認できるよう、一括表示欄を米袋の最も大きな文字で表示されている表示事項のある面と同一面に表記するようにしました。

##### 2 無洗米の品質基準

無洗米の製造に当たっては、次の事項に留意することとされました。

###### (1) 品質基準

無洗米（うるち精米及びもち精米のうち、洗米せずに炊飯に供することを目的として特別に調製されたもの）の製造に当たっては、(2)の濁度測定方法による計測値を40ppm以下とするとともに、一般精米と同等の品質を確保する。

###### (2) 濁度測定方法

検査試料5グラム及び水温20℃の水道水400mlを容器に入れ、30秒間振った後（振幅40mm、1分間に150回）の溶液について、日本工業規格K0101（工業用水試験方法）に基づく透過光測定法又は積分球式光電光度法により測定を行う。

##### 3 精米の品位基準

うるち精米を販売する場合（販売先が特に品位について条件を付した場合及び品位の程度を米袋等に表示して販売する場合を除く。）には、品位基準に適合するものを販売することとされました。

この場合の「品位基準」は、土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入されていないこととするほか、次のとおりとします。

水分 (105度乾燥法によるものをいう)は、16.0% (全量に対する重量比をいう。以下同じ)以下とする。

粉状質粒 (粒質が粉状又は半粉状の粒をいう)は、15%以下とする。

被害粒 (汚染し、又は損傷を受けた粒をいい、着色粒を含み、砕粒を除く)は、2%以下とする。

着色粒 (粒面の全部又は一部が着色した粒をいい、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のもを除く)は、0.2%以下とする。

砕粒 (完全粒の3分の2から4分の1までの大きさの粒をいい、具体的には、針金25番線ふるい目の開き1.7ミリメートルのふるいをもって分け、そのふるいの上に残る程度の大きさの粒をいう)は、8%以下とする。

異種穀粒 (うるち精米以外の穀粒をいい、消費者の食用に供するため混入した穀粒を除く)及び異物 (穀粒以外のもの及び完全粒の4分の1未満の大きさの粒をいう)は、0.1%以下とする。

## 用語解説、補足説明事項等

### 「玄米及び精米品質表示基準」とは？

JAS法 (農林物資の規格化及び品質の適正化に関する法律)は、平成11年7月22日に改正され、一般消費者向けの全ての飲食料品に品質表示基準に基づく表示が義務付けられました。お米についても、「玄米及び精米品質表示基準」に基づいて、「名称」原料玄米 (産地、品種、産年及び使用割合)、「内容量」精米年月日「販売者 (氏名又は名称、住所及び電話番号)」を容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示することが義務付けられています。

### 業界ガイドラインの位置付けは？

米穀公正取引推進協議会の構成員である米穀販売業者等は、米の表示については、JAS法に従い適正な表示を行っているところですが、今後、食糧法の改正等米穀業界を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消費者ニーズに応じた米穀の生産、流通、消費を確保するとともにその基礎となる消費者の適切な商品選択に資するため、「品質表示ガイドライン」を定め、米穀の表示のより一層の適正化に努めるために決定した自主基準です。

### 米穀公正取引推進協議会とは？

財団法人日本穀物検定協会、財団法人全国米穀協会、社団法人日本精米工業会、全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会、日本米穀小売商業組合連合会、日本チェーンストア協会、社団法人日本フードサービス協会、主婦連合会、全国地域婦人連絡協議会、株式会社神明マタイ、大和産業株式会社、弁護士、全国米穀販売事業協同組合を構成員とした任意の団体です。(事務局は全国米穀販売事業協同組合に設置)

玄米及び精米品質表示基準「(農林水産省告示)による一括表示欄の記載例

(単一銘柄米)

● 精米、うるち精米、もち精米、玄米、又は胚芽精米と記載されています。

● 単一銘柄米の場合、農産物検査法による検査証明を受けた原料玄米の産地、品種、産年及びその使用割合(100%)の記載が義務付けられています。

● 名称	精米			
● 原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	県	ヒカリ	年産	100%
● 内容量	kg			
● 精米年月日	平成 年 月 日			
● 販売者	米穀株式会社			
	県	市	町	- -
	TEL	( )	× × ×	

● 単一銘柄米以外の場合、「複数原料米」等と記載することによりブレンド米であること、又は検査証明の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を表示しています。更に、国産品にあつては「国内産」と輸入品にあつては原産国名をその使用割合に併せて、表示することが義務付けられています。また、農産物検査法による検査証明を受けた原料玄米を使用している場合は、括弧を付して産地、品種及び産年の三つの項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができます。

(単一銘柄米以外)

● 内容重量がキログラム又はグラムで記載されています。

● 販売業者の名称、住所及び電話番号が記載されています。

● 名称	精米			
● 原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			100%
	〔 県 ヒカリ			60%〕
	〔 × × 県 × × コマチ			40%〕
● 内容量	kg			
● 精米年月日	平成 年 月 日			
● 販売者	米穀株式会社			
	県	市	町	- -
	TEL	( )	× × ×	

● 玄米は調整した年月日。精米は、玄米を精白した年月日が記載されています。輸入品で調製 精米年月日が不明なものは、代わりに輸入年月日が記載されています。また、混合されたものは最も古い日付が記載されています。

## (4)トレーサビリティシステムの導入

### 制度の変更点

引き続き、米のトレーサビリティシステムの導入等を支援します。

### トレーサビリティシステム導入の背景

BSEの発生や偽装表示事件などにより、消費者の食品に対する信頼が揺らぎ、生産・流通の履歴が明確にされた食品の供給への消費者の要望が高まっています。また、生産・流通・製造の各分野で食品の安全性確保対策の一層の充実が求められています。

このような中で消費者に食品の履歴に関する情報を積極的に提供し、消費者が安心して食品を購入できるようにし、食品事故が発生した場合にもその製品回収を容易にするとともに、食卓から産地まで顔の見える関係の構築にも資するトレーサビリティシステムの構築が必要とされています。

米についても、「米政策改革大綱」において、消費者の信頼性の回復の観点に立って、トレーサビリティシステムの導入等を実施するとされたところです。

### トレーサビリティシステムの概要

**実施主体** 民間団体（財団法人全国米穀協会）

#### システムの内容

情報伝達の基盤となるEDや最新のITの活用により、米の生産・栽培方法等の履歴、流通過程の情報を小売段階から生産段階まで遡及し得るようなトレーサビリティシステムを導入することとしています。

**システム稼働開始時期** 平成16年3月

### トレーサビリティシステムに対する国の支援

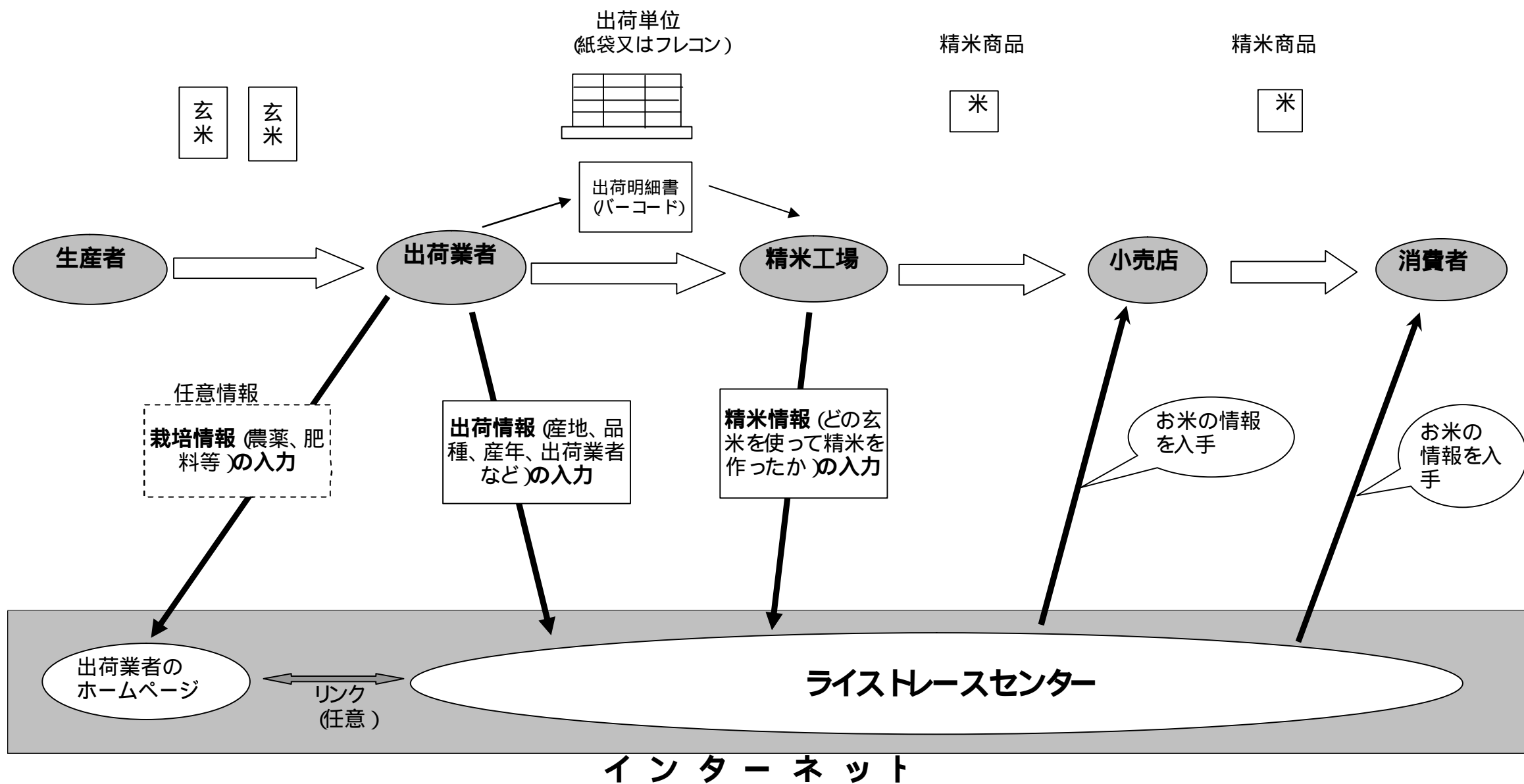
国は、平成15年度から、データベースの構築や流通業者における情報処理機器等の導入、普及・啓発等の環境整備に必要な助成を行うことにより、関係者のコスト負担を軽減し、トレーサビリティシステムの円滑な導入が図られるように支援しています。

### 用語解説

#### トレーサビリティシステムとは？

スーパーなどで並んでいる食品が、いつ、どこで、どのように生産・流通されたかについて、その情報を追跡又は遡及できる仕組みのことで、トレーサビリティは、「追跡可能性」と訳されます。

# 米のトレーサビリティシステム概観図



- ⇨ 物 (米) の流れ
- ➡ 情報の流れ

ライストレースセンターとは、(財) 全国米穀協会が運営主体となり、米のトレーサ情報を集中管理するデータセンターです。